

防火ポスターコンクール入賞者決定!

毎年実施している防火ポスターの募集を、今年は町内中学生を対象に行い、75点の応募がありました。審査の結果、次のとおり入賞者を決定しました。(敬称略)

部門	1学年の部	2学年の部	3学年の部
最優秀賞	小川佳丸 (箱根中学校)	浅香菜々 (箱根中学校)	安藤愛泰 (箱根中学校)
優秀賞	香川もも (函嶺白百合学園中学校)	浅井香穂 (箱根中学校)	黒澤慎斗 (箱根中学校)
優良賞	黒澤博斗 (箱根中学校)	山本茉由 (函嶺白百合学園中学校)	川久保那菜 (箱根中学校)

最優秀賞作品の中から、浅香菜々さんの作品を火災予防啓発用ポスターにして、町内の事業所や観光施設などに配布し、火災予防に役立てます。
最優秀賞の作品



1学年の部 小川佳丸



2学年の部 浅香菜々



3学年の部 安藤愛泰

消すまでは心の警報 ONのまま

秋季火災予防運動 (11月9日(土)~15日(金))

今年も11月9日(土)から全国一斉に、秋季火災予防運動が始まります。

この運動は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的に実施されます。消防本部でも次のような運動を計画していますので、協力してください。

- 防火ポスター展
期間 11月8日(金)~15日(金) (土・日曜日を除く)
場所 役場本庁住民ホール
○幼年消防クラブを対象にした防火・防災教育
○防災業者による老朽化消火器の回収(有料) および消火器・住宅用火災警報器の販売

- 日時・場所 11月9日(土) 10時~12時 消防本部、箱根分遣所
- 13時~15時 役場本庁、仙石原分遣所
- 住宅用火災警報器の普及促進活動および設置アンケート調査
- 地域消防団を中心とした地域防火推進活動

空き地、空き家の管理をお願いします

放火やたばこの投げ捨てなどによる火災を未然に防ぐため、所有者および管理者の方は、適正な管理をお願いします。

- ◆枯草は刈り取るか、土砂などで埋めましょう。
- ◆可燃物品などがある場合は、周囲をフェンス等で囲い、みだりに人が入れないようにしましょう。
- ◆空き家の管理
みだりに人が出入りできないように施錠しましょう。
- ◆燃えやすいものを周囲に置かないようにしましょう。
- ◆ガス、電気は確実に遮断し、プロパンボンベ、危険物(灯油など)は、置かないようにしましょう。

- 照会先 消防本部予防課 ☎82-4505

毎年11月11日~17日は「税を考える週間」です

期間中は、国や地方公共団体の活動を支える税の意義や役割を理解してもらうための周知を行っています。

今年のテーマは「税の役割と税務署の仕事」です。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)に掲載しています。

年末調整説明会

- 日時 11月14日(木) 13時30分~16時
- 場所 仙石原文化センター
- 照会先 税務課 ☎85-7750

第32回 青色申告・小学生の税の書道展

- 日時 11月29日(金)~12月1日(日) 9時~18時 (最終日は17時まで)
- 場所 小田原市民会館(小田原市本町1-5-12)
- 照会先 (公社)小田原青色申告会 ☎0465-24-2612



DVは我慢しないで! すぐに相談!

11月12日(火)~25日(月)は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です (25日(月)は「女性に対する暴力撤廃国際日」)

暴力は、加害者、被害者の間柄や性別を問わず、決して許されませんが、特に、女性の約10人に1人が配偶者や恋人といった親密な関係にある(あった)相手から繰り返される暴力(DV)に悩み、苦しんでいます。肉体的・精神的暴力、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などは全てDVであり、女性の人権を著しく侵害するものです。DVが行われている家庭では、子どもの心身にも深刻な影響を与えています。

近年では、10~20代の低年齢の恋人間のDV(デートDV)も広がっています。

県のDV専門相談窓口および町では、相談を受け付けていますので、相談してください。

DVの種類(例)

- ・身体的暴力(殴る、蹴る)
- ・精神的暴力(どなる、無視する)
- ・社会的暴力(交友関係の監視や制限、電話やメールの細かなチェック)
- ・経済的暴力(生活費を渡さない、外で働かせない)
- ・性的暴力(性行為の強要、避妊への非協力、中絶の強要)
- ・子どもを利用した暴力(子どもを取り上げる、子どもへの暴力をふるう、子どもへの暴力をほめる)

DV相談窓口

- かながわ県民センター窓口
受付時間 月~金曜日9時~21時(来所相談は17時まで。祝日の金曜日は休み)
電話番号 045-313-0745
- 女性への暴力相談週末ホットライン
受付時間 土・日曜日、祝日の金曜日の17時~21時
電話番号 045-451-0740
- 多言語による相談(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語)
- 受付時間 月~土曜日の10時~17時(面接相談は要予約。電話相談が先)

「女性の人権ホットライン」強化週間は相談受付時間を延長します

- 夫やパートナーからの暴力やセクハラなど、女性をめぐるさまざまな人権問題についての無料相談の受付時間を、次の期間中、延長します。(秘密厳守)
- 延長期間・受付時間
・11月18日(月)~22日(金) 8時30分~19時
- ・11月23日(土)・24日(日) 10時~17時
- 電話番号 0570-070-810(専用ナビダイヤル)
- 相談員 県人権擁護委員連合会所属の人権擁護委員および法務局職員

人権問題の相談は近くの「人権擁護委員」へ

- 鈴木美貴さん(湯本)、勝保亘さん(仙石原)が人権擁護委員として、10月1日付で法務大臣から委嘱されました。
- 人権擁護委員は人権侵害、家庭内の問題、隣近所のもめごと、いじめといった人権問題の相談に応じ、相談者の自主的な問題解決に向けて援助を行っていますので、気軽に相談してください。(秘密厳守)
- 人権擁護委員(敬称略)
◎鈴木美貴(湯本) ☎85-8041
- ◎田崎吾郎(小涌谷) ☎82-2861
- ◎大場 診(二ノ平) ☎87-6464
- ◎勝俣 亘(仙石原) ☎84-6612
- ◎平井陽子(元箱根) ☎83-6206

特設人権相談所を開設します

- 毎年12月4日~10日の人権週間には、人権意識の普及および高揚を目的に、全国で行事が実施されますが、町人権擁護委員会では人権相談所を設け、皆さんからの相談を受け付けます。
- 日時 12月10日(火)10時~12時
- 場所 役場分庁舎4階第6会議室
- 照会先 健康福祉課 ☎85-7790
- 企業課 ☎85-9572 / web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

